

若狭ネット

第205号

2025年9月30日

発行：若狭連帯行動ネットワーク

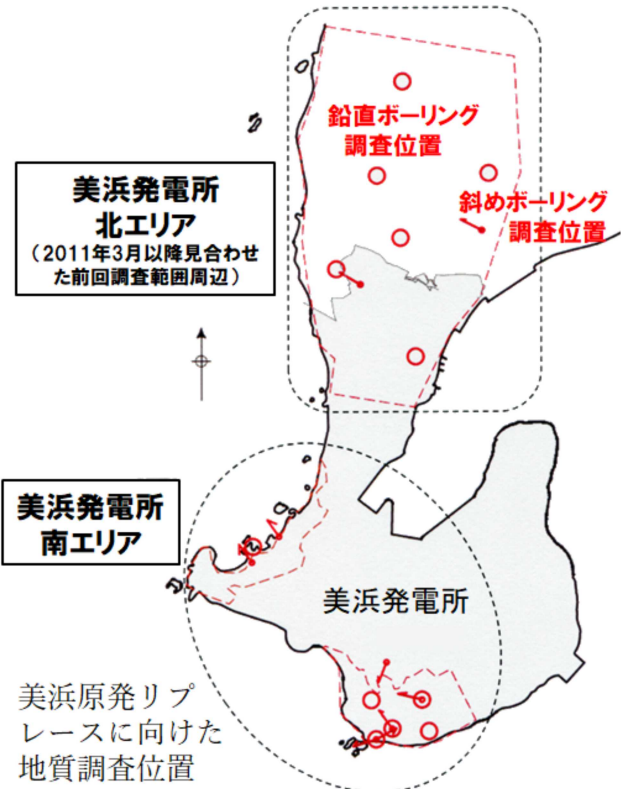
連絡先●福井：〒915-0035 越前市入谷町

13-20 山崎方 TEL 0778-27-8621 ●大阪：〒583-0007 藤井寺市林5-8-20-401 久保方 TEL 080-5710-8317
e-mail dpnmz005@kawachi.zaq.ne.jp ●若狭ネット資料室(長沢室長)：〒591-8005 堺市北区新堀町2丁126-6-105
TEL 072-269-4561 e-mail ngsw@oboe.ocn.ne.jp ホームページ <https://wakasa-net.sakura.ne.jp/www/>

福井県・立地町は使用済燃料の墓場となる乾式貯蔵施設立地を認めるな！



美浜3号と乾式貯蔵施設（貯蔵容量210体）予定地



巨額の国民負担と膨大な使用済燃料を生み出す美浜原発リブレース反対！

リサちゃんとパパの会話：パート36



リサ 福井県の美浜町議会が関西電力の使用済燃料対策に関する方針の撤回を求める要望書を出すって報道されてるけど、どういふこと？

パパ 9月19日の美浜町議会原子力発電所特別委員会で、関西電力は、原発敷地内に計画の乾式貯蔵施設について、「遅くとも2035年末までに乾式貯蔵施設から県外の間接貯蔵施設へ搬出を開始し、できない場合は使用済燃料をプールに戻す」と言ったんだ。



すると、多くの町議が猛反発。「これに何の意味があるのか。原発を止めると言うのならそこまで決意したのかと思うが、戻しても安全にはつながらない。」「できれば戻すなんて、決意と言えるのか？」「再度戻すなんてあり得ない。撤回してほしい。」「立地自治体のことを少しも考えていない。」と不信感を露わにし「方針撤回を求める」と決めたんだ。竹仲特別委員会委員長は「入れたものをまた出すのだから、そこで何か不具合がないとも限らないので、そういう不安全行動はやめてほしい」という要望書を10月上旬に出したい」としている。かつてないことだ。

巻頭以外の目次

1. 使用済燃料対策ロードマップに見通しがなく、使用済燃料と放射性廃棄物を生み出し続け、巨額の国民負担を強いる美浜原発リブレース反対！
2. 原子力規制委員会、革新軽水炉の意見交換で「規制の虜」になるな！
3. 陳情書 乾式貯蔵施設事前了解の前に議論すべきこと
4. 巨額の前建設費を新電力契約者からも強制回収するのは許せない！
石炭火力延命・原発推進の長期脱炭素電源オークションは中止すべき！



リサ 福井県外の間蔵貯蔵施設って、どこにもできてなかったんじゃないの？ 関西電力の名が表に出た途端に頓挫したって聞いているわ？ 結局、敷地内に乾式貯蔵施設ができちゃうと、使用済燃料がずっとそこに居座り続ける可能性が高いって認めたも同然ね。

パパ それが皆、一番危惧しているところなんだ。原発の運転は認めたけど、使用済燃料が出ていかず、溜まり続けるのは許せない、と。だけど、原発を動かせば使用済燃料は嫌でもできる。だったら、使用済燃料をこれ以上生み出さないため、原発の運転を止めるべきだ。乾式貯蔵問題の本質はそこにある。それを考える契機にしたいね。



中には、「乾式貯蔵はプール貯蔵より安全だ」という関西電力の主張を真に受けて「使用済燃料を乾式貯蔵からプールへ戻すのは安全に逆行する」と受け止めた人もいます。確かに、原発が動いていて、ホットな使用済燃料がプールへ供給され続ける限りプール水喪失による使用済燃料溶融事故のリスクは高い。乾式貯蔵中の使用済燃料をプールへ戻した後に、このような事故が起これば、戻した使用済燃料が溶融事故による放射能災害を拡大させることにもつながりかねない。しかし、原発が動いていなければ、ホットな使用済燃料はプールへ供給されず、使用済燃料の冷却が進み、時間と共にプール水喪失による溶融事故のリスクは小さくなる。重要なのは、「プールへホットな使用済燃料が供給される場合は高リスクだけど、供給されなければ時間と共にリスクは小さくなっていく」ということ。

ホットな使用済燃料は、プールで十数年冷却しなければ、乾式貯蔵へ移せない。深さ十数mもあるプールでは、使用済燃料の崩壊熱が冷却されるだけでなく、強烈な放射線も使用済燃料の上部8mほどの水層で遮蔽され、プールの外へはほとんど出てこない。十数年プール貯蔵して、崩壊熱が下がり、自然空冷可能になると乾式貯蔵できるけど、乾式キャスクでは放射線遮蔽に限界があり、公衆の被ばく線量限度1ミリシーベルト/年を1時間足らずで超えてしまうほど高い箇所もある。ホットな使用済燃料が入ってこない限りプール貯蔵の方が安全だ。乾式貯蔵可能な使用済燃料だけを貯蔵しているプールではプール水がなくなっても自然空冷可能だから、溶融事故のリスクもない。

「乾式貯蔵の危険性」は、①乾式キャスクの放射線遮蔽能力の限界による被ばくの危険性、②50年以上の経年劣化による放射能放出の危険性、加えて、③乾式貯蔵によってプールが空き、原発の稼働が可能になることによる原発重大事故の危険性、④原発稼働でホットな使用済燃料がプールへ供給され続け、プール喪失による溶融事故の危険性が高止まりになることにある。

リサ なるほど、乾式貯蔵の問題ってキャスク問題だけ見ててもダメなのね。そういえば、福井の山崎さんたちが、この乾式貯蔵問題をわかりやすく解説した小冊子「核のゴミと福井の未来を考えよう！」を作ったって！開けてみると、敦賀と美浜の原発が運転開始された54年前から警鐘が鳴らされてたって。

パパ 小冊子の責任発行は「核のゴミと福井の未来を考える会」で、サヨナラ原発福井ネットワークの協力で発行したんだ。54年を経て、はっきり見えてきた「原発による地域振興のごまかせない現実」がある。それと真剣に向き合わないと今直面している問題の真の姿も見えない。福井だけじゃなく、原発の電気を受け取ってきた都市部の問題でもある。わかりやすい上に、内容も充実している。「たまり続ける使用済み核燃料（高レベル放射性廃棄物）まず事実を見つめよう！」「再処理工場の操業率は10%程度！若狭の使用済み核燃料の県外搬出はできない！」「使用済みMOX燃料を再処理する第二再処理工場はその計画地すら決まっていない！」「『プール貯蔵より乾式貯蔵の方が安全』はダマシの手口！」「西川知事『中間貯蔵は管理、監視が中心の仕事。雇用効果はない』」「再処理工場による放射能汚染の現実」など、必読だ。気軽に少人数での学習会ができるといいね。講師も派遣してくれるそうだし、気後れせず、山崎さんに一言相談してみよう(090-6271-8771)。

リサ ところで、関西電力は新たな地域振興のための財源を信託銀行に作ったって聞いたけど、50億円とか、150億円とか？

パパ それは、森望関電社長が、8月6日の第8回福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議で、杉本県知事から「地域振興や課題解決に向けた取組みを進める財源として継続的に資金拠出できる新たな仕組みを構築する」という3月の約束はどうなったのかと詰め寄られ、8月25日ようやく発表した拠出制度のことだね。

これは、信託銀行に基盤財源として150億円を設け、毎年、「50億円を基準に前年度の原発稼働率と燃料価格に比例して算定される資金」を追加拠出するというもの。2025年度拠出資金は57.8億円で、計207.8億円になる。関電は「乾式貯蔵で使用済燃料の貯蔵容量は増やさない」、「乾式貯蔵でプールに空いたスペースは使わない」と約束してるけど、約束通りだと、数年後には「プール満杯」で燃料交換できずに運転停止となる。そうなると拠出金はゼロになる。つまり、原発再稼働のために空きスペースを使えるようにさせる圧力が立地町にかかる仕組みになっている。実に巧妙だね。

他方、こうした旧態依然の、未来のない「原発依存の地域振興」から脱却する新しい動きも出てきた。敦賀市は、もんじゅ、ふげん、敦賀1号が廃炉、敦賀2号が審査不合格となり、「稼働中」の原発が1基もなくなった。電源三法交付金や固定資産税など原発関連収入は約45億円に減ったけど、ふるさと納税が約80億円に急増している。カニやエビなどの返礼品は地元産業の育成につながり、敦賀市の観光宣伝にもつながっている。原発による地域振興から脱却する一つの未来が見えてきた気がするね。



リサ 廃炉時代を迎えて、原発依存行政の破綻が明らかになったのに、美浜原発リプレース(建替)のための地質調査を始めるんだって、本当？

パパ 森望関電社長が7月22日の記者会見で調査開始を発表し、9月17日には「自主的な現地調査計画」を公表した。2025年11月から2027年3月までの「概要調査」で発電所北側エリアと南側エリアのうち「優位なエリア」を選定し、2027年4月から2029-30年までの「詳細調査」で原子炉等の設置に適した地質・地盤を確認すると言うんだ。



「調査結果が出たら、直ちに原子炉設置変更認可申請して着工準備を進める」かという、そうではなく、「後継機設置の判断にあたっては、本調査の結果に加え、革新軽水炉の開発状況や規制の方針、さらに投資判断を行う上での事業環境整備の状況を総合的に考慮する必要があり、本調査の結果のみをもって後継機設置を判断するものではありません。」と極めて慎重だ。

リサ どうして？何か問題があるのね？

パパ その通り。大きく分けて5つの問題が立ちはだかっている。

第1に、リプレース用の原発は「SRZ1200」という120万kWの革新軽水炉なんだけど、三菱重工が関西・九州・四国・北海道の4電力と共同開発中で、未だに基本設計の段階にある。その基本設計が新規規制基準に適合しない可能性があつて、原子力規制委員会が事業者側との意見交換会を設置して議論し、基準見直しの必要性があるかどうかを含めて検討中なんだ。

第2に、基本設計ができないと詳細設計に進めず、建設費を見積もれない。というのも、稼働中の原発は1基5~6千億円で建設されたけど、福島事故後は安全対策費が平均2千億円弱もかかる一方、安全対策を組み込んだ革新軽水炉(米AP1000や仏EPR)では1基2~3兆円にもなっており、SRZ1200は1兆数千億円ないし2兆円にもなる可能性もある。

第3に、これほど巨額な建設費だと、投資回収できない可能性があり、原発とは無縁の新電力契約者を含めてすべての電力消費者から確実に回収できる仕組み(長期脱炭素電源オークションの大改定)が国民に受入れられ、さらに、国による債務保証制度などの事業環境が整備されないと投資に踏み切れないんだ。

第4に、使用済燃料対策ロードマップには見通しがなく、リプレース原発が動き出す20年後には使用済燃料問題がより厳しい状態になって、「これ以上使用済燃料を生み出すな」という声が高まり、運転できない可能性すらある。

第5に、廃炉原発はすでに24基(福島事故以前に廃炉になった東海、浜岡1・2号を含む)、今後20年間で9基が60年超になり、廃炉原発が増える。ところが、廃炉作業で発生する膨大な放射性廃棄物を処分できず、廃炉工程の遅延が続いている。20年後には放射性廃棄物処分困難による廃炉問題が一層深刻化する可能性がある。50年以上先送りしてきた放射性廃棄物問題が行き詰まり、リプレース原発を動かさせない可能性も出てくる。

リサ 結局、原発リプレースなんてやめて、脱原発に向かうのが正しい政策ってことね？

パパ 誰もがそう思うところだけど自公政権は違う。今年2月のエネルギー基本計画で「原発回帰」を鮮明にし、放射能災害リスクや巨額建設費を国民に押しつけようとしている。手遅れになる前に、反撃しないとね。

使用済燃料対策ロードマップに見通しがなく、使用済燃料と放射性廃棄物を生み出し続け、巨額の国民負担を強いる美浜原発リプレイス反対！

森望関西電力社長は7月22日、「美浜原発リプレイスに向けて、2011年の福島事故で中断した地質調査を再開する」と発表、水田副社長・原子力事業本部長が同日、美浜町に説明しました。「町の立場は改めて」と答えていた戸嶋美浜町長は8月4日、水田副社長に「地元地域の理解を得ながら進めて頂くことを容認する」と伝えています。他方、関西電力は、「後継機の事業成立性検討の一環として自主的な現地調査の再開が必要と判断」したと言いつつ、「後継機設置の判断にあたっては、本調査の結果に加え、革新軽水炉の開発状況や規制の方針、さらに投資判断を行う上での事業環境整備の状況を総合的に考慮する必要があります。そのため、本調査の結果のみをもって後継機設置を判断するものではありません」（関西電力プレスリリース2025.7.22）と慎重です。なぜでしょうか？それは、次に掲げる5項目が後継機設置判断を妨げているからです。

基本設計について規制の予見性が十分でない

第1に、「規制の予見性」の問題です。関西電力が検討している後継機とは、三菱重工業と関西・九州・四国・北海道4電力で共同開発中の革新軽水炉SRZ1200(120万kW)ですが、未だ基本設計段階にあり、主に次の論点①～③で規制の予見性が十分でない(第19回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会2024.9.12)と、行き詰まっています。

論点①[今の可搬型設備に代わる常設設備を基本とした重大事故等対応]信頼性等に優れた常設設備による措置が、今の可搬型設備を基本とした対応にて求められる措置と「同等以上の効果を有する」といえるか、判断できない。

論点②[特重施設の在り方]重大事故等対処設備(格納容器破損防止)と特重施設の機能統合でAPC(航空衝突:AirPlane Crash)その他テロ事象発生時にも特重施設としての機能を維持でき「同等以上の効果を有する」と考えてよいのか。

論点③[溶融炉心冷却対策への新技術導入(ドライ型コアキャッチャの導入)]溶融炉心落下前に格納

容器下部に注水する既設炉とは異なる冷却方式のドライ型コアキャッチャにおいて設計上考慮すべき事項で十分か判断できないため、新技術の適用に設計手戻り等のリスクを感じている。

事業者からこれらの指摘を受けた原子力規制委員会は2024年10月、「建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会」を設置し、昨年末から3回の意見交換を進めています。規制庁は「事前審査になる」ことを避け、基本設計の内容を聞く立場に徹していますが、三菱重工や関西電力は、基本設計が新規規制基準に適合するかどうかを聞き出そうと躍起です。このせめぎ合いは、規制委でSRZ1200に対する審査方針が決まるまで続くでしょう。これが決まらない限り、基本設計を前に進めることができないのです。(詳しくはp.8-p.11参照)

詳細設計に至らず、建設費を見積もれない

第2に、「建設費の不確かさ」の問題です。「既設原発建設費＋安全対策費」は平均7,438億円(＝47.3万円/kW×120万kW＋1,762億円)と評価されていますが(第二十二次中間とりまとめ(案)、第105回制度検討作業部会、2025.6.25)、革新軽水炉(米AP1000、仏EPR)の建設費は1.7～3.2兆円、既設原発(安全対策施工)の2.2～4.3倍と極めて高く、建設費の正確な見積りが「事業成立性」の判断を左右します。ところが、詳細設計に基づいて建設費を正確に積算できない現時点では、基本設計に基づく大まかな概算に留まるだけでなく、「規制の予見性が不十分」なため、基本設計そのものが新規規制基準適合性審査で大幅に変更される可能性があり、建設費も工期も見通せないのです。調査開始から通常20年後とされる運転開始時期についても、「今の時点では申し上げることは難しい」としか答えられないのはそのためです。

投資回収の予見性に乏しく、事業環境整備が必要

第3に、「投資回収の予見性」の問題です。建設費が1兆数千億円ないし2兆円と積算できたとしても、福島事故前からの原発部品メーカーの相次ぐ撤退＝サプライチェーンの縮小・崩壊と原子力・建設関

連人材不足の下で、約10年とされる工期の遅延が避けられず、金利上昇や物価上昇など経済状況の変化が激しい中で、建設費高騰による採算性低下は避けられません。20年後には再エネも一層拡大して「主力電源」になり、原子力は発電コストで再エネと一層太刀打ちできなくなり、電力自由化の下では生き残れなくなるでしょう。それを十分予見できるからこそ、関電は「国の政策に基づく事業環境整備などが必要となる」(森社長2025.7.22)と、「国策民営事業」への国による直接的支援を求めているのです。

その一環が、「長期脱炭素電源オークション」の3回目(2026年1月)実施に向けた原発リプレース優遇策です。原子力関連では、①入札上限価格の閾値を10万円/kW/年から20万円/kW/年へ倍増、②建設リードタイムが10年以上と長い原子力の事業報酬率を5%から6%へ引上げ、③物価変動や金利変動に対応して落札価格を自動補正(調整後の上限価格超過も許容)、④30万kW以上の新設・リプレースで、事業者の帰責性がなく、入札後に固定費(建設費+制度適用期間内の運転維持費)が当初建設費の10%以上へ増加した場合、当初建設費の1.5倍を上限に落札価格を増額修正し、増額分の9割回収を認める(1割自己負担)、⑤第1回・第2回の落札案件にも③と④を遡及適用する、というものです。関西電力は、応札条件が整っていないものの、この案が出されたことから、美浜原発リプレースに向け、今回の地質調査へ踏み切ったのです。しかし、これでも十分ではなく、原発新設・建替融資に対する政府の債務保証など、さらなる事業環境整備を国に求め続けているのです。(詳しくはp.12-p.15をご覧ください)

使用済燃料対策ロードマップには見通しがない

第4に、「使用済燃料対策の見通しのなさ」です。関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」(2023.10.10)は、六ヶ所再処理工場の竣工時期延期(2024.8.29)のため、わずか10ヶ月余で破綻しました。半年後に出された「使用済燃料ロードマップ見直し」(2025.2.13)は、①六ヶ所再処理工場の「2026年度中竣工、27年度再処理開始、28年度使用済み燃料受入開始、33年度以降800tU/年でフル操業」を想定し、②仏再処理工場での使用済MOX燃料の再処理実証

研究のための使用済燃料の仏搬出量を200tから400tへ増し、③中間貯蔵施設を福井県外に確保して2030年頃に操業開始し、④中間貯蔵施設への円滑な搬出のためにサイト内乾式貯蔵施設の設置を検討する

というものでした。

しかし、六ヶ所再処理工場は設計工事認可審査の最中で、それが予定通り完了する目処は立っていません。耐震性不足で補強工事が必要になっても「レッドセル問題」(使用済燃料を使ったアクティブ試験で再処理主工程のセル内が極度に放射能汚染され、セル内に立ち入れない)のため施工できず、28回目の竣工延期や閉鎖もあり得ます。仮に、竣工できても、プルサーマルの現状では、10%操業がせいぜいで、フル操業など夢物語です。MOX燃料加工工場が仏のように品質欠陥でほとんど動かなければ、再処理工場も動かせません。立地場所を明示できない中間貯蔵施設への搬出もあり得ない話です。「乾式貯蔵施設設置計画に関する福井県へのご報告」(関西電力2025.8.29)によれば、中間貯蔵施設への搬出は遅くとも2035年度以降、100t/年規模だと言いますが、仏搬出が計画通りでも、2035年度までに美浜・大飯・高浜原発7基はプール満杯で運転停止を余儀なくされます。そうなれば、「これ以上使用済燃料を生み出すな」の声が高まり、美浜原発リプレースの2035年頃着工予定も吹き飛ぶでしょう。そのためには、関電ロードマップへの批判を強め、「乾式貯蔵を事前了解しない、させない」運動を福井県内外で広げる必要があります。(次ページの陳情書をご覧ください)

放射性廃棄物処分困難による廃炉問題の深刻化

第5に、「廃炉問題の深刻化」です。2025年9月末現在、稼働中原発14基1,325万kW、許可済未稼働3基381万kW、審査中9基、未申請9基(東電・東通1号を含む)、不合格1基(敦賀2号)ですが、廃炉原発は24基(福島事故以前に廃炉になった東海、浜岡1・2号を含む)、1,742万KWにも上ります。ところが、廃炉作業で発生する膨大な放射性廃棄物を処分できないため、廃炉工程の遅延が続いているのです。

2001年に廃炉作業が始まった東海原発では、放射能レベルの極めて低いL3放射性廃棄物の埋設許可申請を2015年7月に提出するも、未だに審査中

で、「解体撤去完了時期」が4回延期され、当初の2017年度から2035年度へ18年も延期されています。

浜岡1・2号も、放射性廃棄物の廃棄先が決まらず、放射能レベル(L1、L2、L3)ごとの建屋内分別保管に切換え、完了時期を2042年度へ6年延期しています。建屋内保管スペースがなくなれば、廃炉作業は中止・停滞を余儀なくされます。

福井県内では、美浜1・2号、大飯1・2号、敦賀1号の5基が廃炉中で、7基稼働、1基不合格です。新型転換原型炉ふげんと高速増殖原型炉もんじゅを含めると、合計7基が廃炉中ですが、廃炉に伴う放射性廃棄物は、処分先がなく(六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターには廃炉廃棄物は搬入できない)、建屋内の狭い空間に置き場を確保して分別保管せざるを得ない状況です。置き場なくなるのを回避するため、クリアランスレベル以下の放射性廃棄物については、敦賀市に「クリアランス金属」リサイクル専門会社を設立して2028年度頃から「インゴット」と呼ばれる金属塊にして、放射能測定で基準以下を確認後、一般に出荷しようとしています。

廃炉作業に伴う被曝源の大半は半減期5.27年の

コバルト60で、100年経てば100万分の2程度にまで下がり、被ばく労働は大幅に軽減され、クリアランスレベル以下の放射性廃棄物も「放射性でない廃棄物」に変わります。本来なら、30～40年かかる今の廃炉作業を中止し、100年密閉管理すべきです。そうせずに廃炉を急ぐのは、「廃炉原発」を目の前から消し去るためでしょうが、廃炉作業を急げば急ぐほど、行き先のない放射性廃棄物処分問題を深刻化させ、逆に、廃炉作業を妨げる結果となるのです。

それは、建替えられた美浜原発の60年後の姿を映し出すことになります。避けることのできない放射性廃棄物問題を放置したまま、原発を建替え、使用済燃料と共に、さらに放射性廃棄物を積み上げ続けることが許されるのか、問われるべきです。

美浜原発リブレースは、建替原発の基本設計も建設費見積りもできない中で、巨額の国民負担を一方的に強います。使用済燃料対策ロードマップの見通しが立たない中で、使用済燃料と放射性廃棄物を生み出し続けます。その是非を地方議会や国会で議論すべきです。美浜原発リブレースをはじめ原発新・増設の新たな動きに反対し、阻止しましょう。

2025年9月1日

陳情書 乾式貯蔵設置事前了解の前に議論すべきこと

福井県議会議長 宮本 俊 様

私たちは、県議会において次の二点を真摯に議論していただけるようお願い申し上げます。

① 関電の提示した「地域振興のための新たな資金拠出の仕組み」は原発稼働率が下がれば供出資金が減る仕組みであり、「乾式貯蔵による原発再稼働」を容認するよう仕向ける圧力となります。これではプール満杯時に、「乾式貯蔵を設置しても貯蔵容量を増やさない」、「乾式貯蔵へ使用済燃料を移して空いたスペースは使わない」という関電の約束が反故にされる可能性が出てきます。それでもよいと県は考えているのか、と知事を質してください。

高浜乾式貯蔵第1期工事(528体、241tU)は、2025年5月28日に原子力規制委員会で認可され、6月13日には原子力規制庁が福井県原子力安全専門委員会で認可内容を説明し、福井県と立地町の乾式貯蔵設置事前了解が焦点となっています。そんな中、関西電力は8月25日、事前了解のための一つの条件にもなっていた「地域振興のための新たな資金拠出の仕組み」を福井県に提示しましたが、この資金供出の仕組みは実に巧妙で、2023年度の76.6%を基準に原発稼働率が下がれば供出資金が減る仕組みであり、原発停止時にはゼロになります。プール満杯で原発が止まれば自動的に資金が供出されなくなるため、このままでは、「乾式貯蔵を設置しても貯蔵容量を増やさない」、「乾式貯蔵へ使用済燃料を移して空いたスペースは使わない」という約束を反故にして「乾式貯蔵による原発再稼働」を容認するよう仕向ける圧力となります。このような立地県・町に原発稼働率アップへの圧力をかけるような卑劣な仕組みは拒否すべきです。

②「関西電力の約束を遵守させるため、発電所ごとの『原子炉施設保安規定』に、『乾式貯蔵を設置しても貯蔵容量を増やさない』、『乾式貯蔵へ使用済燃料を移して空いたスペースは使わない』という約束を遵守させるための文言を明記させ、原子力規制委員会・規制庁に随時検査させる仕組みを導入すべき」と、知事に求めてください。

関西電力による「乾式貯蔵を設置しても貯蔵容量を増やさない」、「乾式貯蔵へ使用済燃料を移して空いたスペースは使わない」という約束を単なる口約束にさせないためには、高浜・大飯・美浜の発電所ごとの「原子炉施設保安規定」に、その担保を保障する文言を明記させ、原子力規制委員会・規制庁に随時検査させる仕組みを導入すべきです。

具体的に言えば、高浜発電所原子炉施設保安規定(2025年6月関西電力)には現在「原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを(1ヶ月に1回以上の)巡視点検時に確認すること」(第98条1項(9)号)が原子燃料課長に義務付けられていますが、この「1炉心以上」を「1炉心および構内乾式貯蔵分を合算した体数以上」に書き替えさせるのです。これだけで、関西電力の上記約束を遵守させることができ、これに違反すれば、運転停止を含めた厳しい行政処分の対象になります。少なくとも、こうした担保がなければ、乾式貯蔵が存在するために、福井県内に使用済燃料が野放図に積み上げられる事態が生じてしまうでしょう。その責任は、関西電力だけでなく、福井県知事および福井県議会にも跳ね返ってくるでしょう。

<参考>原子炉施設保安規定は下記の関西電力のサイトで公開されています：

https://www.kepcoco.jp/energy_supply/energy/nuclear_power/info/knic/library/kyonin/kitei.html

私たちは、90年代中頃より「行先のない使用済み燃料」問題を憂慮し、県民への啓発活動を進めてきた関西と県内の市民・研究者のボランティア・ネットワークです。

さて、たとえ再処理工場が稼働を開始できても、余剰プルトニウム問題が足かせとなり、再処理工場のフル操業は事実上困難な状況です。このままでは、まさに、福井県が核の墓場になるのは火を見るより明らかです。

そんな中、関電は苦し紛れに、年50億円という資金供与を県に提示し、知事周辺からもそれを「地域振興策」として期待するかのような声が聞こえてきます。

しかし、1985年に山本順一県議(自民党)は「知事は十五基もの原発を受け入れてきたが、住民の所得増大には結びつかなかった。立地市町の財政も膨らみすぎ、この先どうなるかわからない」と中川知事を追及しました。知事は「嶺南地方が他の地域から取り残され、発展が遅れているのは政策選択に誤りがあった」と認め、「原発は地域発展のために役立たなかった」ことをあらためて強調しています。また1994年に福井県は「原発15基を誘致したが、恒久的福祉の実現にはほど遠い」「一時的な財政面の恩恵より、新たな恒久的な地域活性化のあり方が求められている」と総括しているのではないですか。

関電は、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地探して、これまで管内の210自治体に理解活動をしてきました。しかし、名乗りを挙げる自治体はなく、それどころか京都府宮津市は「ふるさと宮津を守り育てる条例」を施行し、地域の自然や生活環境の保護をうたう条例の理念にそぐわぬものとして「原子力関連施設」を明記しました。その宮津市は、2019年度の<将来負担比率>は243.0となり、夕張市に次ぐ全国ワースト2位にランクされています。2021年度には財政再建団体に指定される可能性もありましたが、この深刻な財政危機の中でも、電源三法交付金の誘惑などには惑わされず、中間貯蔵を頑として拒んだのです。

一時の金に目がくらみ、未来の子孫たちへの迷惑を省みない政治は、もう他県では通用しません。廃炉時代を迎え、過去を反省すべき今、福井県でも通用しないでしょう。

陳情者:サヨナラ原発福井ネットワーク・若狭連帯行動ネットワーク

連絡先住所:越前市不老町2-24 山崎隆敏 電話 090-6271-8771

原子力規制委委員会は、革新軽水炉の意見交換で「規制の虜」になるな！

革新軽水炉の基本設計に「規制の予見性」なし

関西電力は7月22日、美浜原発リプレースに向けた地質調査再開を発表し、9月17日には「自主的な現地調査計画」を策定したと発表しました。2025年11月から2027年3月までの「概要調査」で発電所北側エリアと南側エリアのうち「優位なエリア」を選定し、2027年4月から2029～30年までの「詳細調査」で原子炉等の設置に適した地質・地盤であるかを確認すると言います。しかし、「調査結果が出たら、直ちにリプレースのための認可申請を原子力規制委員会へ提出し、着工に向けた準備を進める」というと、そうではなく、「後継機設置の判断にあたっては、本調査の結果に加え、革新軽水炉の開発状況や規制の方針、さらに投資判断を行う上での事業環境整備の状況を総合的に考慮する必要があり、本調査の結果のみをもって後継機設置を判断するものではありません。」と極めて慎重です。

つまり、「革新軽水炉の基本設計に対する規制の予見性」や「巨額建設費に関する投資回収の予見性」が十分ではないということです。ここでは、「規制の予見性」とは何かを明らかにし、革新軽水炉の問題点を探ります。

革新軽水炉は「常設化・統一化」で建設費抑制

リプレースが検討されているのは、三菱重工が関西・九州・四国・北海道の4電力会社と共同開発中の革新軽水炉SRZ1200(120万kW)です。その特徴は図1の通りですが、基本的に従来の加圧水型原発を改良したものです。ただし、原子炉建屋を岩盤に埋込む地下式構造とし、敷地表面地盤が基準津波の高さより高くなければならないため、美浜敷地内とその周辺で条件が満たされねばなりません。津波が敷地内へ到達することは想定外となるため、基

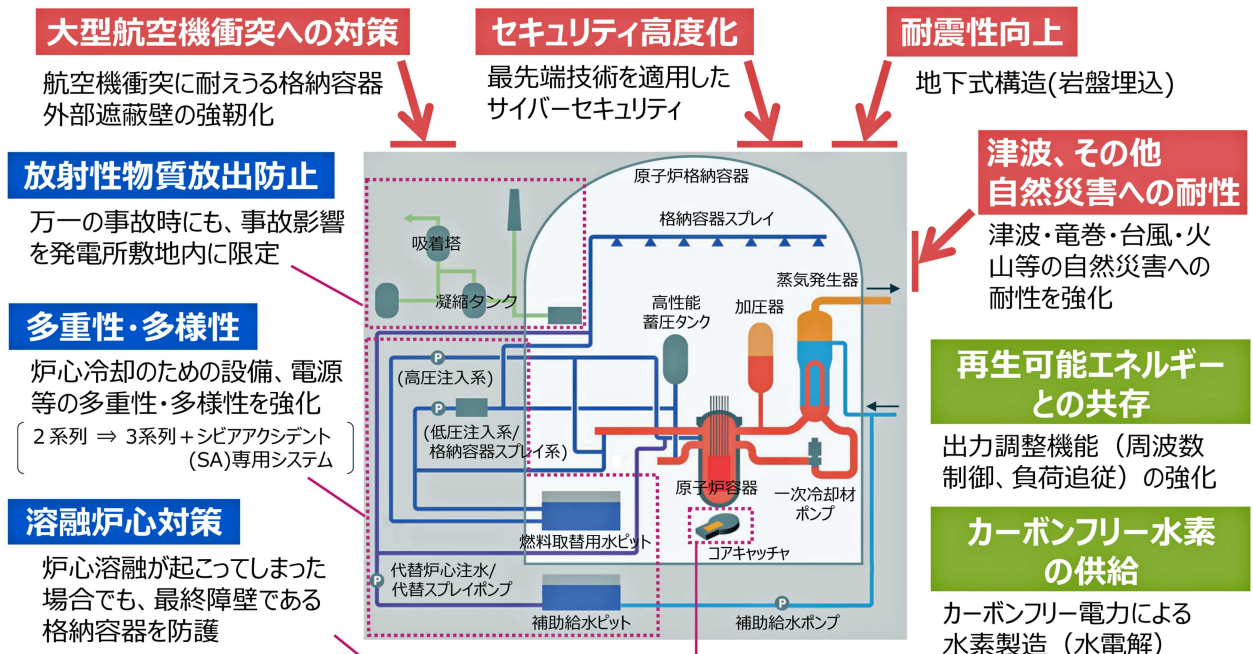
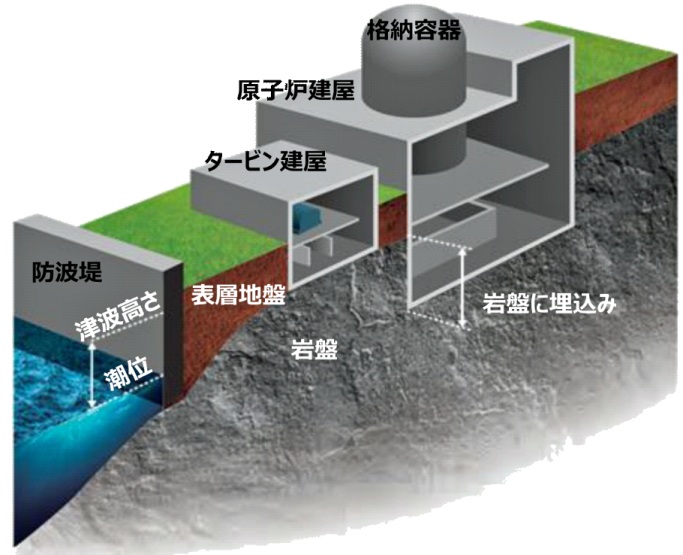


図1. 三菱重工業が関西電力ら4電力会社と共同開発中の革新軽水炉SRZ1200(120万kW)の特徴

(出典: 三菱重工業株式会社「次世代革新炉開発の取組みについて」, 第5回原子力委員会, 資料第2号(2025.2.4))

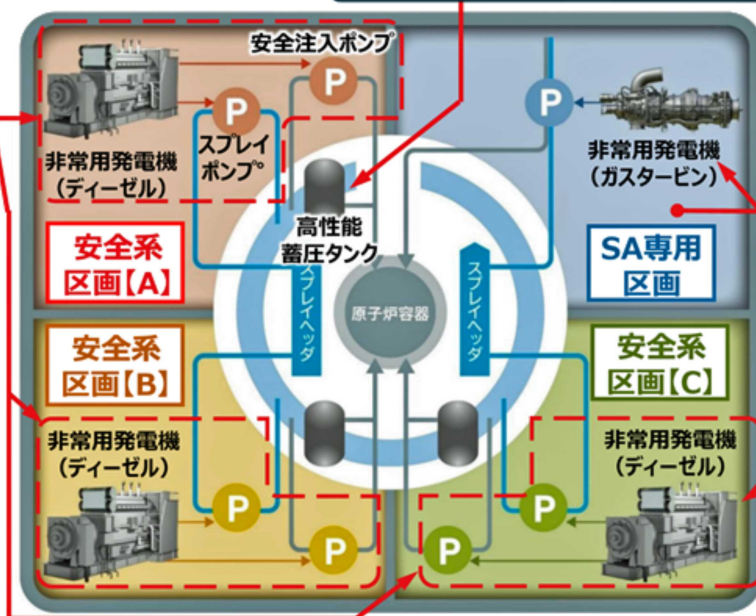
＜設備構成＞

安全系設備(炉心冷却/
CV閉じ込め)の多重性強化

【既設炉】 2系列
【SRZ-1200】 3系列

安全系設備を系列ごとに
徹底した区画分離
・区画A、B、Cそれぞれに
安全設備を分散配置
→火災等の同一要因に
よる安全系設備全喪失
を防止

パッシブ安全設備の導入
(パッシブ・アクティブ設備のベストミックス)



SA専用区画を
新設

安全系設備の
多様性強化
(電源多様化等)

図2. 論点①〔常設設備を基本とした重大事故等対応〕の説明図: 安全系A～Cの区画化とSA専用区域設置
(出典:原子力エネルギー協議会(ATENA:Atomic Energy Association), SRZ-120を題材とした革新軽水炉の安全設計考え方, 第1回
建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会, 資料1-2(2024.12.9), 図3, 図4の出典も同じ)

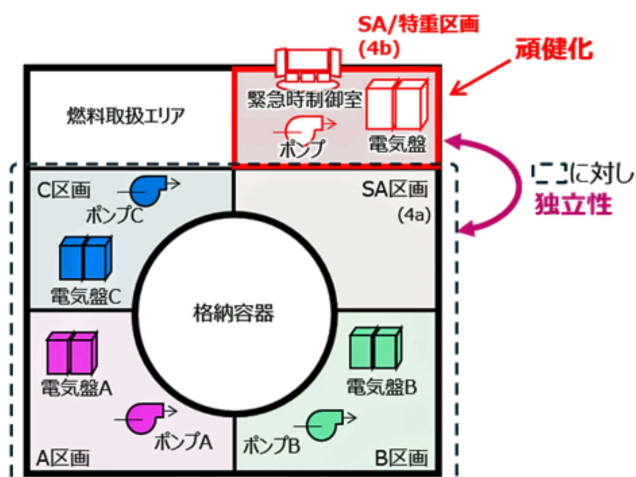
準津波を超える津波に襲われた場合の水密化などの対策は「想定」されません。

また、設計基準事故DB対処設備として1次系の減圧を感知して受動的に作動する「高性能蓄圧タンク」を新たにECCSへ導入し、低压注入ポンプをなくしていますが、配管破断による減圧状況によっては自動的に作動しない可能性もあります。これまでの低压注入ポンプと同様に、大口径配管破断事故時の急速減圧下で作動しても破断口から流出して炉心冷却できない可能性も残されます。蒸気発生器細管破断時の高压条件下では機能しないため、高压注入ポンプ(SRZ1200では「安全注入ポンプ」と呼ぶ)が作動することになりますが、圧力容器が加圧熱衝撃で破断する危険性は既設炉と同じです。

また、図2のように、非常用電源を含めたECCS系統を区画化して火災や溢水などの共通要因故障を防ぎ、2系列から3系列に増やし、シビアアクシデントSA対処設備としてディーゼル発電機とは異なるガスタービン発電機と給水系を設置してSA専用区画としています。ただし、区画化しても地震による破壊という共通要因故障は防げません。既設原発では、SA対処設備として可搬式が基本となっていますが、

それを「常設化」しています。この場合、「可搬式」で確保されている「重大事故からの独立性」が「SA区画化」で担保できるかが問われます。

さらに、既設原発では原子炉建屋とは別に特重施設を設置していますが、SRZ1200では、図3のように、特重設備を燃料取扱エリアと共に原子炉建屋に隣接して設置し、冷却水の供給源を格納容器内に円弧型(図2の太い円弧型の溝、図4に鳥瞰図)に設置された燃料取替用水ピット(再循環サンプの機能も担う)としています。特重施設は大型航空機衝突そ



＜SA/特重区画の建屋頑健化＞

図3. 論点②〔特重施設の在り方〕の説明図

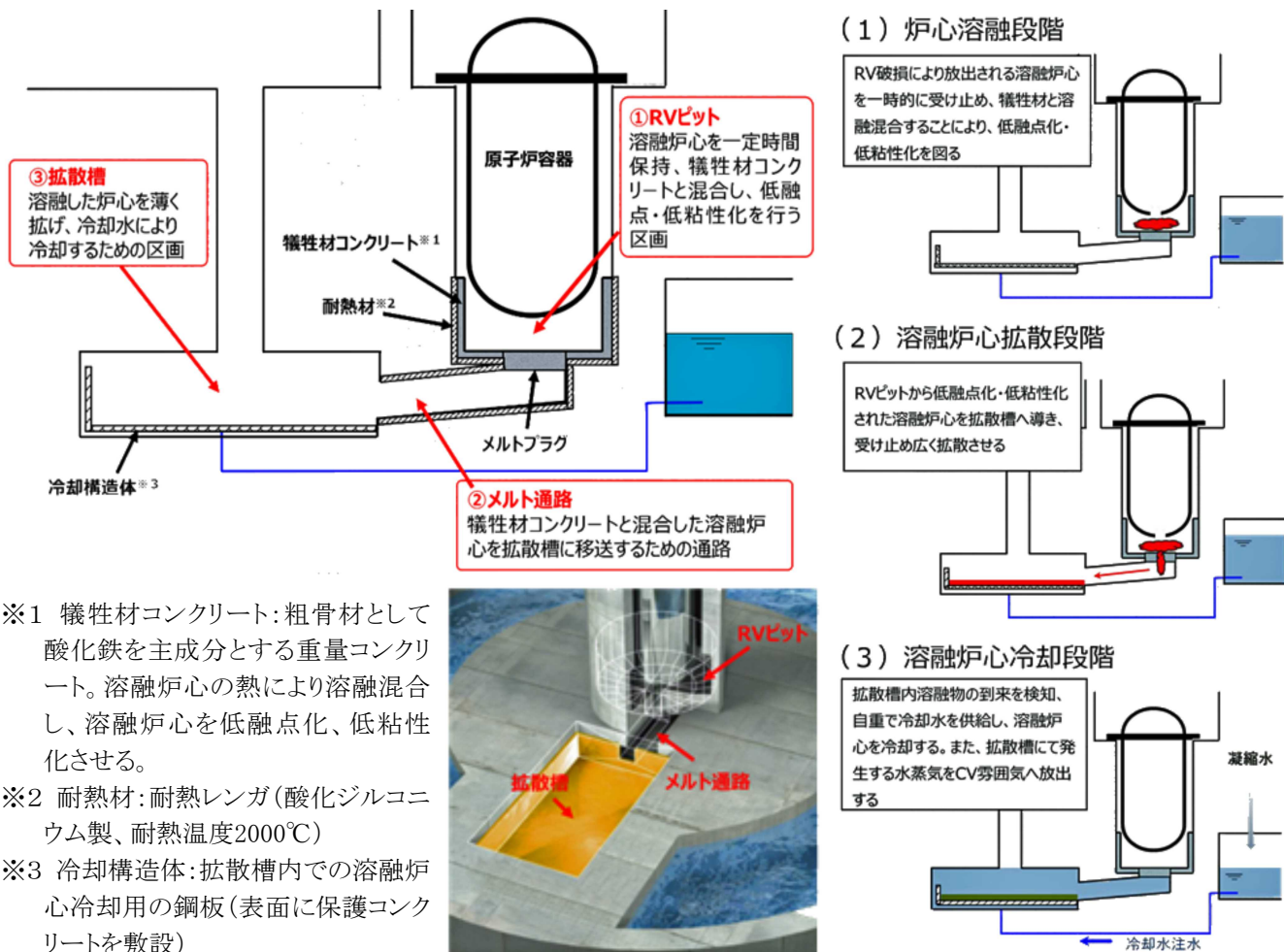


図4. 論点③〔溶融炉心冷却対策への新技術導入(ドライ型コアキャッチャの導入)〕の説明図

の他テロ事象発生に備えるためのものですが、格納容器は二重にされ、内側の格納容器は高強度鋼板製で、外側にはコンクリート製外部遮蔽壁を設置し、ここで大型航空機衝突を受け止め、内側の格納容器には影響を与えない設計にしているそうです。とは言え、格納容器外壁に大型航空機が衝突した場合、すぐそばに隣接する特重設備が破壊されない保障はありません。図3の「SA/特重区画の建屋頑健化」も建設費高騰の一因になりますので、どの程度「頑健」にするのかは不明です。

これらのDB・SA対処設備の「常設化」と特重設備の「一体化」は、革新軽水炉の建設費を抑制するための重要な設計思想となっており、基本設計の骨格だと言えます。

さらに、図4のようなコア(溶融炉心)キャッチャーが設置され、溶融炉心が落下すると犠牲材コンクリート(酸化鉄が主成分の重量コンクリート)でできたメルトプラグと混合して低融点・低粘性のデブリとなり、メルトプラグ部から落下して拡散槽へ移動、拡散槽の中でさ

らに広がり、溶融炉心の到着が自動検知されると燃料取替用水ピットから水が自動供給・冷却される仕組みです。原子力委員会で「実証試験はやられているのか」と聞かれて、北川三菱重工原子力技術部長は「仏向けで実績のある技術」でして、基本的には仏で導入済み、許認可も取得済み。仏EPRに入っているコアキャッチャーですけれども、仏、フィンランド、中国にも既に設置済みのもの(第5回原子力委員会定例会議(2025.2.4)議事録)ということですが、実証試験の有無や結果に関する回答がなく、「実績」はあっても「実規模大での実証試験」がなされていない可能性があります。既設炉では、格納容器スプレイで水の貯まった下部キャビティに溶融炉心が落下し、そこで冷却される方式ですので、かなり違います。

とはいえ、想定を超えるような大規模損壊事象に対しては既設軽水炉と同様に可搬型設備を配備する方針をとるなど動揺しており、「常設化・統一化で重大事故対策は万全」とは言い切れないようです。関西電力は、このような可搬型設備を「SAの多様性

拡張設備」と位置づけるか、「大規模損壊時の手順として追加」する位置づけにするか、決めあぐねているとのことです。これについては、規制庁から、「可搬型設備はSA対策として整備を求めている、大規模損壊時にはそれを活用すると位置づけている。大規模損壊時に可搬型設備を設けないのであれば、前提が崩れる」と指摘されています。関西電力の審査基準への無理解が露呈したとも言えます。

このように、革新軽水炉SRZ1200の設計思想は既設原発のものとはかなり異なっていて、新規制基準に適合するかどうか、わからない状態なのです。

「規制の予見性」が不十分な3つの論点

他方、原子力規制委員会は、規制を受ける事業者側との意見交換を恒常的に行っています。革新軽水炉の基本設計についても、山中委員長と杉山委員が参加した第18回(2024.3.24)と第19回(2024.9.12)の「主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会(CNO意見交換会)」で、事業者側から「規制の予見性が十分でないと考えられる3つの論点」が次のように示され、専門的な議論の場を設置してほしいとの要請がありました。

論点①〔常設設備を基本とした重大事故等対応〕信頼性等に優れた常設設備による措置が、可搬型設備を基本とした対応にて求められる措置と「同等以上の効果を有する」といえるか判断できない。

論点②〔特重施設の在り方〕重大事故等対処設備(格納容器破損防止)と特重施設の機能統合でAPC(航空衝突:AirPlane Crash)その他テロ事象発生時にも特重施設としての機能を維持でき「同等以上の効果を有する」と考えてよい。

論点③〔溶融炉心冷却対策への新技術導入(ドライ型コアキャッチャの導入)〕溶融炉心落下前に格納容器下部に注水する既設炉とは異なる冷却方式のドライ型コアキャッチャにおいて設計上考慮すべき事項で十分か判断できないため、新技術の適用に設計手戻り等のリスクを感じている。

これらはいずれも革新軽水炉の基本設計の中核的な部分であり、①はシビアアクシデント対策の常設設備化、②は特重施設の原子炉建屋との一体化、

③は炉心溶融事故時のコアキャッチャの設置。これらが審査の段階で新規制基準に適合しないと判断されれば、基本設計をやり直さねばなりません。基本設計が未確定では、詳細設計へ進めず、建設費の積算も、建設期間の見積りもできません。つまり、投資判断の前提条件が揃っていない状態なのです。

事前審査にならないように意見交換

これを受けて、原子力規制委員会(2024.10.9)は「建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会」(以下「建替原子炉設計意見交換会」)を設置し、規制当局(原子力規制庁の技術基盤課、シビアアクシデント研究部門、原子力規制企画課、実用炉審査部門)と事業者(原子力エネルギー協議会ATENA、関西電力、三菱重工など)で議論を進めることになったのです。山中委員長は「あくまでもこの建替原子炉に対する事業者の提案の事実確認をまずやっていただいて、何か判断しないといけないような事項が出てきた場合には、一度原子力規制委員会にあげて頂いて、ここで議論して、また意見交換の場に戻ると。私は、そういうプロセスを取るという理解でおりますし、事前審査になってはいけないと考えています」と釘を刺していますが、事業者側は、意見交換会で絶えず「この設計で良いか？」と確認を求め、規制庁は「内容を確認するだけ」とかわしてはいます。

建替原子炉設計意見交換会は、これまでに3回開かれ、第1回(2024.12.9)は「安全設計の考え方」、第2回(2025.3.18)は「論点①」、第3回(2025.8.1)は「論点②」が議論され、次回は論点③が議論されるようです。規制の予見性が不十分なところを解決しない限り、三菱重工は基本設計を進められず、原子力規制委員会が審査方針を決めるためには革新軽水炉の設計方針・内容を把握する必要がある、という無限ループに陥っているかのようです。結局、意見交換会が実質的な審査に変貌し、規制委が「規制の虜」になってしまうおそれは拭いきれません。経産省の描く原発推進路線に引きずられて、スケジュールありきの審査になるのは最悪です。基本設計も定まらない革新軽水炉の導入は断念すべきです。

巨額の原発建設費を新電力契約者からも強制回収するのは許せない！ 石炭火力延命・原発推進の長期脱炭素電源オークションは中止すべき！

長期脱炭素電源オークション大改定で原発建替

関西電力が美浜原発リプレース(建替)に向けた地質調査開始を発表した背景には、1兆数千億円ないし2兆円もの巨額の前建設費を念頭に、その投資回収の予見性を確実にする方法の一つが講じられたからでした。それが、第3回長期脱炭素電源オークション(2026年1月予定)に向けたガイドラインの大改定(2025.8.27)であり、「新電力契約者を含む全ての電力消費者から前建設費を強制的に回収する新たな仕組み」の導入なのです。

世間で「脱炭素電源」と言えば、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを指しますが、この「大改定」で最も恩恵を受けるのは、再エネではなく、原子力(革新軽水炉の新設・リプレース)と既設石炭火力改修(アンモニア20%混焼など)であり、再エネ普及に不可欠な系統用蓄電池の募集量等は増やされず、低い落札率のまま、放置されているのです。

原発建替に関電の背中を押すための「大改定」

とはいえ、革新軽水炉建設計画が具体化しているわけでは決してありません。美浜原発リプレースの候補は三菱重工製SRZ1200(120万kW)ですが、未だ基本設計段階にあり、現状では新規制基準に適合しない可能性があって原子力規制委員会と意見交換している有様です。詳細設計に移れないため建設費も工期も見積もれず、来年1月のオークションどころか、当面は応札対象にはなりません。なのに、なぜ今、「大改定」かと言えば、「美浜原発リプレースに向けて、投資回収の予見性を危惧し続ける関西電力の背中を押すため」にほかならないのです。

「脱炭素電源」とは名ばかりで、原発推進・石炭火力延命のための長期脱炭素電源オークションは中止し、再エネを真に主力電源化するための方策を導入すべきです。以下では、「大改定」の内容をより具体的に検討し、その性格をより詳しく解明します。

そもそも原発は安価ではなかったのか？

長期脱炭素電源オークションガイドライン大改定の元になったのは、制度検討作業部会の「第二十二次中間とりまとめ」(2025.8.27)でした。これに基づいて、ガイドラインが大改定されたのです。

そもそも「原子力や石炭火力は発電単価が低く、電力自由化の下でも投資に懸念はなかった」はずです。ところが、米AP1000や仏EPRなど革新軽水炉の建設費がかつての1基5～6千億円から1基2～3兆円へ高騰し、アンモニア20%混焼/水素10%混焼の石炭火力やCSS(CO2回収貯蔵)付石炭火力も発電単価による競争力がないとわかるや、政府は電力会社(旧一般電気事業者)の泣き言に聞き耳を立て、「投資回収の予見性を高める」と言い始めたのです。

原子力と石炭火力は電力自由化で生き残れない

「第二十二次中間とりまとめ」には「電力自由化を始めとする現在の事業環境の下では、将来的な事業収入の不確実性が大きい。こうした中では、長期の事業期間を見込む投資規模の大きな投資や、技術開発の動向、制度変更、インフレ等により初期投資や費用の変動が大きくなることが想定される投資については、事業者が新たな投資を躊躇する懸念がある。」(p.6)とありますが、これは明らかに、工期が10年以上の大型革新軽水炉建設を想定したものです。これでは、長期脱炭素電源オークションの目的が、本来の「再エネの最大限拡大」や「系統用蓄電池設置による送電網の柔軟性拡大」ではなく、「気候変動を加速させる石炭火力延命」や「重大事故や使用済燃料蓄積を顧みない原子力の最大限活用」にすり替わっているのです。というより、最初からそうだったのですが、「脱炭素電源」という言葉に、私たちは皆、騙されていたのです。電力自由化の下で発電単価による競争力なき原子力や石炭火力の早期市場退出を促すのではなく、電力自由化前の「総括原価方式による全コストの電力消費者への転化」、

表1. 長期脱炭素電源オークションにおける既設火力改修・新設に対する上限価格 [万円/kW/年]

		第1回 ^{※1}	第2回 ^{※2}	第3回 ^{※3}
既設 改修	アンモニア20%以上混焼	7.4	10 [17.7, 97.7]	37.8 [20.4, 37.8]
	水素10%以上混焼	10	10 [48.9, 113]	76.2 [42.0, 76.2]
新設	水素10%以上混焼	4.8	10 [8.4, 14.9]	13.4 [10.0, 13.4]
	水素専焼	—	—	79.5 [45.3, 79.5]
	アンモニア専焼	—	—	30.3 [16.8, 30.3]

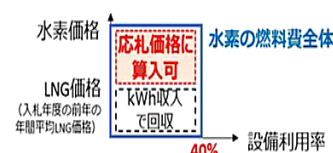
注: [●, ○]における●はグレー/ブルー(第2回)またはブルー(第3回)水素/アンモニアの場合、

○はグリーン(第2・3回)水素/アンモニアの場合の上限価格(案)試算値で、固定費に燃料費全体(固定的負担部分+可変的負担部分)からLNG/石炭燃料費を控除した価格差部分¹の設備利用率40%分を算入したもの。ただし、**グレー水素**は「天然ガスや石炭などの化石燃料から作られる水素」、**ブルー水素**は「グレー水素と同様に化石燃料から水素を作る一方、その製造過程で排出されるCO₂を回収・貯蔵(CCS)・利用(CCUS)してCO₂排出を抑制する場合の水素」、**グリーン水素**は「再エネで水を電気分解して作られる水素」を表わす。グレー/ブルー/グリーン・アンモニアはグレー/ブルー/グリーン・水素から作られたアンモニアを表わす。

※1: 国内固定費のみ

※2: 国内固定費+上流固定費。グリーン燃料をベースとしつつ、閾値10万円/kW/年で設定

※3: 国内固定費+燃料費価格差・設備利用率40%。グリーン燃料をベースとして設定



しかも、「原発事業者との契約を断ち切って新電力へ移った電力消費者にも転化」することによって、競争力なき原子力と石炭火力を「電力自由化の下でも生きながらえさせる」ものと化しているのです。

第二十二次中間とりまとめとそれに基づくガイドライン大改定では、この性格が一層純化されています。それを具体的に見ていきましょう。

上限価格の閾値を2倍化

まずは、(1) 上限価格の閾値を10万円/kW/年から20万円/kW/年(既設火力改修は平均40万円/kW/年)へ上げたことです。

電源種ごとの建設費[万円/kW]は、太陽光13.5、陸上風力27.1、洋上風力38.8、バイオマス41.1、水素41.2、一般水力55.5、揚水72.6、地熱79、原子力47.3(他に安全対策費1,762億円を加算)と評価されていて、30万kWでは地熱2,370億円に対し、原子力は3,182億円となり、原子力が最も高くなります。120万kW原子力では7,438億円になりますが、革新軽水炉(AP1000, EPR)の建設費は1.7~3.2兆円で、2.2~4.3倍と極めて高くなります。SRZ1200の建設費は、基本設計段階のため見積りず、不明ですが、島根3号が落札した時の上限価格10万円/kW/年より、少なくとも2倍にしなければ応札できないことは明らかです。建設費の見積り結果次第で、将来さらに引

き上げられる可能性も残されています。

既設火力改修の平均40万円/kW/年への引上げは、建設費ではなく、混焼する水素/アンモニアと石炭の燃料価格差によるものです。既設火力改修に対する上限価格は、表1のように第1回(2023年度)は7.4ないし10万円/kW/年、第2回(2024年度)は10万円/kW/年でしたが、第3回(2025年度)にはアンモニア20%混焼37.8万円/kW/年、水素10%混焼76.2倍へ大きく引上げられたのです。

これは、第2回オークションで既設火力改修の応札が82.6万kW(第1回)から9.5万kWへ激減したため(いずれも落札率100%)、その原因を探ったところ、水素/アンモニアと石炭の燃料価格差が非常に大きく、固定費を回収できても燃料価格差が大きすぎて事業が成り立たないからでした。表1の第2回の[]内の数字で明らかなように、グリーン水素/アンモニアと石炭火力の燃料価格差は固定費の10倍ほどになっていたのです。そこで、第3回オークションでは、表1のように、この燃料価格差を上限価格へ算入することを認めたのです。原子力と石炭火力延命がいかに優遇されているか、これで明らかでしょう。

原子力の事業報酬率を5%から6%へ引上げ

次に、(2) 5%ベースの事業報酬率を建設リードタイムの長さによって増減[10年以上の場合6%へ

引上げ(原子力など)、5年未満の場合4%へ引下げ(蓄電池、LDESなど)、5年以上10年未満の場合5%に据置き)したことです。

建設リードタイムが長いほど事業リスクが高く、同じ事業報酬率なら建設リードタイムの短い案件への投資が選択されやすいという理屈で、建設リードタイム(供給力提供開始期限)が10年以上の長い案件にはリスクプレミアムとして1%加算し、5年未満の案件は1%減じるというのです。しかし、「同規模の同じ電源種でリードタイムだけが異なる場合に短い案件の方が選択されやすい」というのは理解できますが、「同規模で異なる電源種の場合、リードタイムの短い電源種の方が選択されやすい」という理屈は一面的です。建設リードタイムが長くても、建設費が高すぎず、燃料調達リスクが低い電源種なら、事業リスクが高いとは言えません。建設費が巨額で、安全規制による停止リスクもある原子力の場合には、事業リスクが特別に高く、電力会社から予見性の確保を強く求められていますので、これを配慮したとしか考えられません。しかし、これを前面に出せば国民に受入れられなくなるため、「建設リードタイムの長い電源種の方が事業リスクは高い」と一面化したのです。

結果として、建設リードタイムが10年以上の原子力、一般水力、揚水、水素、アンモニア、CCS、バイオマスは6%へ引上げられ、5年未満の「アセス済みの太陽光・風力・地熱」、蓄電池、LDESは4%へ減じられました。LDES(Long Duration Energy Storage)とは長期エネルギー貯蔵システムのことで、揚水や重力蓄電などの機械式(位置/運動エネルギーで貯蔵)、岩石蓄熱などの蓄熱式(熱エネルギーで貯蔵)、化学式(化学結合の形成で貯蔵)、リチウムイオン電池などの電気化学式(電気化学反応で貯蔵)など多種多様です。主力電源となるべき再エネや蓄電システムの事業報酬率が、なぜ4%へ引き下げられねばならないのでしょうか。再エネへの投資意欲を減退させるとしか言いようがありません。

CCS付き改修で石炭火力延命の選択肢を増やす

第3に、石炭火力延命策として、(3)CCS付石炭・LNG火力の改修(既設の水素10%/アンモニア20%

混焼)を入札対象に追加したことです。

CCS(CO₂回収・貯蔵)付きへの石炭・LNG火力改修は発電コストを高めるだけであり、石炭火力延命によるCO₂排出を継続することにほかなりません。それよりも、再エネ、蓄電池、LDES、水素・アンモニア専焼発電を拡大させるべきではないでしょうか。

物価変動や金利変動による落札価格の自動補正

「建設期間が長く巨額になる投資の回収予見性」を高めるためには、金利や物価など将来の経済状況の変化に速やかに対応でき、設計変更や部品製造欠陥・工事ミス・人材不足等による工期遅延がもたらす建設費高騰をカバーできるシステムをつくることです。そこで、前者には、(4)物価変動や金利変動に対応するため、落札価格に含まれる各費用(資本費、運転維持費、事業報酬、可変費)について、各種指標に基づく下記計算式で自動補正(調整後、上限価格超過も可)で対応し、後者には、(5)30万kW以上の大型電源新設・リプレースで、事業者の帰責性がなく、入札後に固定費(建設費+制度適用期間内の運転維持費)が当初建設費の10%(応札価格に算入できる予備費の割合)以上増加した場合、申請により、当初建設費の1.5倍を上限として落札価格を増額修正し、増額分の9割回収を認める(1割自己負担)という対策が導入されたのです。

前者は、供給力提供開始年度以降の「X年度の容量確保契約金額」を費目毎に次の①～④で自動調整することになっています。

①「建設費+廃棄費用+系統接続費」:落札時の金額に「供給力提供開始前年度と入札前年度の建設工事デフレーター」の比を掛けた値(年度によって変わらない。ただし、原子力の廃棄費用は、直近の発電コスト検証結果より、従来の12%から11%へ変更)

②「運転維持費」:落札時の金額に「(X-1)年度と入札前年度の企業物価指数の比」を掛けた値

③「事業報酬」:「供給力提供開始前年度と入札前年度の建設工事デフレーター」の比(①と同じ比)と「 $1 + [(X-1)年度と入札前年度の金利差 \div 5\% (\text{ベースの加重平均資本コストWACC})]$ 」を掛けた値

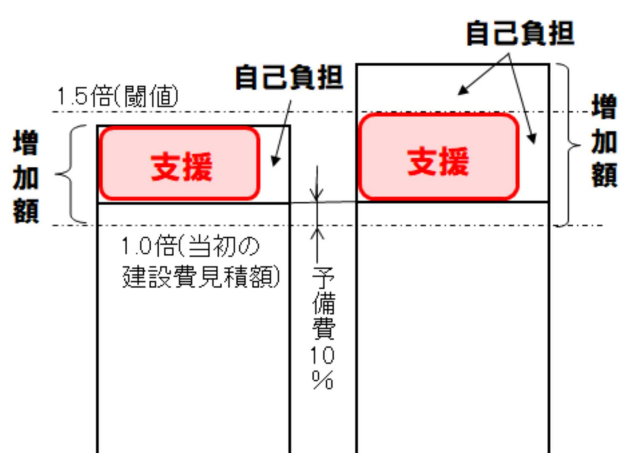
④「可変費(水素・アンモニアの燃料費、CCSの可変

費)」:1年毎に為替レート、海外の消費者物価指数で補正(既設火力改修に対してのみ適用)

これまででは、費目毎ではなく、落札価額全体に対して1年毎に消費者物価指数で補正されていましたが、今回は費目毎に消費者物価指数以外の建設工事デフレーター、企業物価指数、金利などを用いて詳細に調整する方法がとられています。

落札時の建設の1.5倍を上限に増額分の9割補填

後者の(5)については、建設費の増加リスクへの対応として、予備費として建設費の10%を織り込むことが認められており、10%までの建設費増加についてはこれで対応できると見なされ、それを超える増加分について「予備費を含める前の当初の建設費」の1.5倍を上限として、下図のように増加分の9割を「支援(補填)」するというものです。



革新軽水炉の巨額建設費に対して、(1)の上限価格の閾値の2倍への引上げ、(2)の事業報酬率の6%への引上げ、(4)の物価・金利変動への自動補正、(5)の建設費1.5倍までの増額分の補償など、「これ以上ない」ほどの優遇措置が原子力に盛り込まれているのです。電力会社はさらに、30万kW以下の小型原子炉SMRへの対象拡大や巨額融資への国による債務保証さえ求めています。

既落札の新設原発(島根3号)へも遡及適用

最後に、(6)「(4)物価・為替・金利等変動への自動補正スキーム」と「(5)大型電源新設・リプレース案件での固定費増加時の落札価額増額修正」については、第1回・第2回の落札案件(島根3号、泊3号、

東海第二、柏崎刈羽6号など)にも遡及適用されます。

以上の6項目の大改定は、再エネや蓄電池など本来の脱炭素電源の投資拡大を促すものとは無縁であり、原発新設・リプレースや石炭火力延命に寄与するものにほかなりません。

既設火力改修や原子力は脱炭素電源ではない

アンモニア20%/水素10%混焼の石炭火力でも、80%ないし90%は石炭火力そのものです。CO₂を出さない混焼部分があるからと言って、本体である石炭火力の延命が長期間許されるというのは、国際的にも通用しません。また、原子力は、原発重大事故や使用済燃料による放射能災害、さらには、その軍事転用によって核戦争をもたらすリスクがあり、CO₂と同様に、人類の生存条件を根底から破壊する危険性をもっています。これらを「脱炭素電源」と呼び、長期脱炭素電源オークションと称して「国民総負担で石炭火力の延命や原子力の最大限活用を図る」のは、かつての「軍国主義下の国民総動員」を想起させます。

再エネなど本来の脱炭素電源の最大限導入を

長期脱炭素電源オークションの大改定は原発の新規・リプレースを主な対象にしているにもかかわらず、米AP1000や仏EPRの建設費に基づけば、革新軽水炉の建設費が1兆数千億円ないし2兆円にもなるという点については議論されず、「投資回収の予見性」を高める観点からしか検討されていません。大改定の結果として国民負担がどの程度増えるのか、全く議論されていません。関西電力等が三菱重工業と共同開発中のSRZ1200(120万kW)は未だ基本設計中で建設を見積もることもできない有様です。次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会は、このような状況を真摯に受け止めて検討した様子がなく、電力会社(旧一般電気事業者)の投資予見性確保という要求をひたすら聞き入れているだけのようです。長期脱炭素電源オークションの大改定を撤回し、太陽光・風力など再エネを中心とした本来の「脱炭素電源」を抜本的拡充するための大改定へ転換すべきです。

かつての「原発銀座」は55年後の今、「廃炉時代」を迎え、「原発による地域振興」の夢は挫折、放射性廃棄物処分ができずに廃炉作業は立ち往生、行き先のない使用済み核燃料が原発サイト内に溜まり続け、「プール満杯で原発停止」の危機に直面しています。にもかかわらず、今さら美浜原発リプレースなんて許せません。きよ子